

航空機部品等の輸出規制について

平成 30 年 7 月 25 日

経済産業省貿易管理部

安全保障貿易審査課

資料の概要

- ・ 輸出貿易管理令（抜粋）
- ・ リスト規制貨物の一覧
- ・ 国際輸出管理レジームの概要
- ・ 該非判定について

輸出貿易管理令

政令第378号 昭和24年12月1日

最終改正 政令第284号 平成29年

11月22日

内閣は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和24年法律第228号)第26条、第48条、第49条、第67条、第69条及び附則第4項の規定に基づき、並びに同法の実施するため、この政令を制定する。

(輸出の許可)

第1条 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「法」という。)第48条第1項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第1中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。

2 法第48条第1項の規定による許可を受けようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、当該許可の申請をしなければならない。

(輸出の承認)

第2条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

一 別表第2中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出

一の二 別表第2の2に掲げる貨物

(別表第2の1、36、39から41まで及び43から45までの項の中欄に掲げる貨物を除く。)の北朝鮮を仕向地とする輸出

二 外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約(当該委託加工貿易契約に係る加工の全部又は一部が経済産業大臣が定める加工(以下「指定加工」という。)に該当するものに限る。)による貨物(当該委託加工貿易契約に係る加工で指定加工に該当するものに使用される加工原材料のうち、経済産業大臣が指定加工の区分に応じて定める加工原材料で当該指定加工に該当する加工に係るものに限る。)の輸出

2 経済産業大臣は、別表第2の30及び33の項の中欄に掲げる貨物について前項第一号の規定による承認をするには、あらかじめ、農林水産大臣の同意を得なければならない。

3 経済産業大臣は、別表第2の35の2の項(2)及び43の項の中欄に掲げる貨物については、他の法令による輸出の許可又は確認を受けている場合に限り、第1項の規定による承認をするものとする。

第3条 削 除
(特例)

第4条 法第48条第1項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物

については、この限りでない。

一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。）により運送されたもの（第三号及び第四号において「外国向け仮陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）。

イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のもの（ロ、第三号及び第14条において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（ロ及び同号において「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

二 次に掲げる貨物を輸出しようとするとき。

イ 外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品

ロ 航空機の部分品並びに航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びにこれらの部分品のうち、修理を要するものであつて無償で輸出するもの

ハ 国際機関が送付する貨物であつて、我が国が締結した条約その他の国際約束により輸出に対する制限を免除されているもの

ニ 本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設に送付する公用の貨物

ホ 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

ヘ 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

三 別表第1の16の項に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないとき。

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場

合として経済産業省令で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ その貨物が別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニにおいて同じ。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ その貨物が別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

四 別表第1の5から13まで又は15の項の中欄に掲げる貨物であつて、総価額が100万円（別表第3の3に掲げる貨物にあつては、5万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を別表第4に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとするとき（別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、前号のイ、ロ及びニのいずれの場合にも（別表第3の2に掲げる地域（イラク及び北朝鮮を除く。）を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイからニまでのいずれの場合にも）該当

しないときに限る。）。)

2 第2条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第2の37から41まで及び43から45までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 仮に陸揚げした貨物を輸出しようとするとき。ただし、別表第2の1、35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物（同表の1の項の中欄及び35の2の項(1)に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合を除く。

二 別表第5に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。

イ 別表第2の1の項の中欄、35の3の項(1)及び(6)並びに35の4及び36の項の中欄に掲げる貨物（同表の35の3の項(1)及び(6)に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

ロ 別表第5第二号に掲げる貨物のうち、別表第2の35及び35の2の項の中欄に掲げるもの

ハ 別表第5第二号及び第三号に掲げる貨物のうち、別表第2の2に掲げる貨物であつて、北朝鮮を仕向地とするもの

三 別表第2の35の2の項(2)に掲げる貨物であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第

別表第五(第四条関係)

一 無償の救じゆつ品

二 総価額二〇〇万円以下の無償の商品見本又は宣伝用物品(別表第二中欄に掲げる貨物のうち経済産業大臣が告示で定めるものに該当するものであつて、同表下欄に掲げる地域のうち経済産業大臣が告示で定める地域を仕向地とするものについては、総価額が二〇〇万円未満の範囲で経済産業大臣が告示で定める金額以下の場合に限る。)

三 国際郵便により送附され、且つ、受取人の個人的使用に供される身廻品、家庭用品、職業用具若しくは商業用具を内容とする小型包装物若しくは小包郵便物又はその他の方法により送附される同様の小包

四 外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品

五 航空機の部分品並びに航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びにこれらの部分品のうち、修理を要するものであつて無償で輸出するもの

六 国立国会図書館が国際的交換の用に供する出版物

七 本邦に来遊した外国の元首及びその家族並びにその従者に属する貨物

八 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これに準ずる使節及び本邦にある外国公館(外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。以下同じ。)の館員の個人的使用に供される貨物並びに外国公館が送付する貨物

九 外国にある者に贈与される勲章、賞はい、記章その他これに準ずるもの

十 本邦の公共的機関から外国の公共的機関に友好を目的として寄贈される貨物

十一 本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設に送付する公用の貨物

十二 本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わつていないもの(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)

十三 本邦に入国した巡回興行者が輸入した興行用具

十四 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

十五 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

(参考)リスト規制一覧①

2018年1月22日時点

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・UAV用構造材料
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	2 測定装置 誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロスコープ等
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	アイソスタチックプレス等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(18)	アビオニクス装置等
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(5)	指向性エネルギー兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(6)	運動エネルギー兵器等	(18)	ベリリウム	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(52)	防爆構造の容器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(8)	軍用船舶等	(20)	ほう素10	3 化学兵器		(22)	ロケット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤 と同等の毒性の物質・原料	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	るつぼ	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置 ・燃焼試験装置他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	ハフニウム	3の2 生物兵器		(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	リチウム	(1)	軍用細菌製剤の原料	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	タングステン	(2)	細菌製剤用製造装置等	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レドーム
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化 用化学物質混合物	(26)	ジルコニウム	4 ミサイル		5 先端材料	
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ふっ素製造用電解槽	(1)	ロケット・製造装置等	(1)	ふっ素化合物製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(2)	(削除)
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	遠心力式釣合試験機	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(30)	フィラメントワインディング装置等	(3)	推進装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
2 原子力		(31)	レーザー発振器	(4)	しごきスピニング加工機等	(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	質量分析計・イオン源	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(6)	等金属磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	圧力計・ペローズ弁	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	(6)	推進薬・原料	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(35の2)	スクロール型圧縮機等	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(9)	(削除)
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(36)	直流電源装置	(8)	粉粒体用混合機等	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(38)	衝撃試験機	(10)	複合材料製造装置等	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(11)	ノズル	(13)	セラミック粉末
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(15)	ポリジオール・ポリブタジエン・ポリシラン他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(42)	光電子増倍管	(14)	複合材用の炉・制御装置	(16)	ビスマレイト・芳香族ポリアミドイミド他
(11)	しごきスピニング加工機等	(43)	中性子発生装置			(17)	ふっ化ポリイミド等
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター			(18)	プリフレグ・プリフォーム・成型品等
						(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ゲアニジン他

*【変更】は2018年1月22日施行。

(参考)リスト規制一覧②

2018年1月22日時点

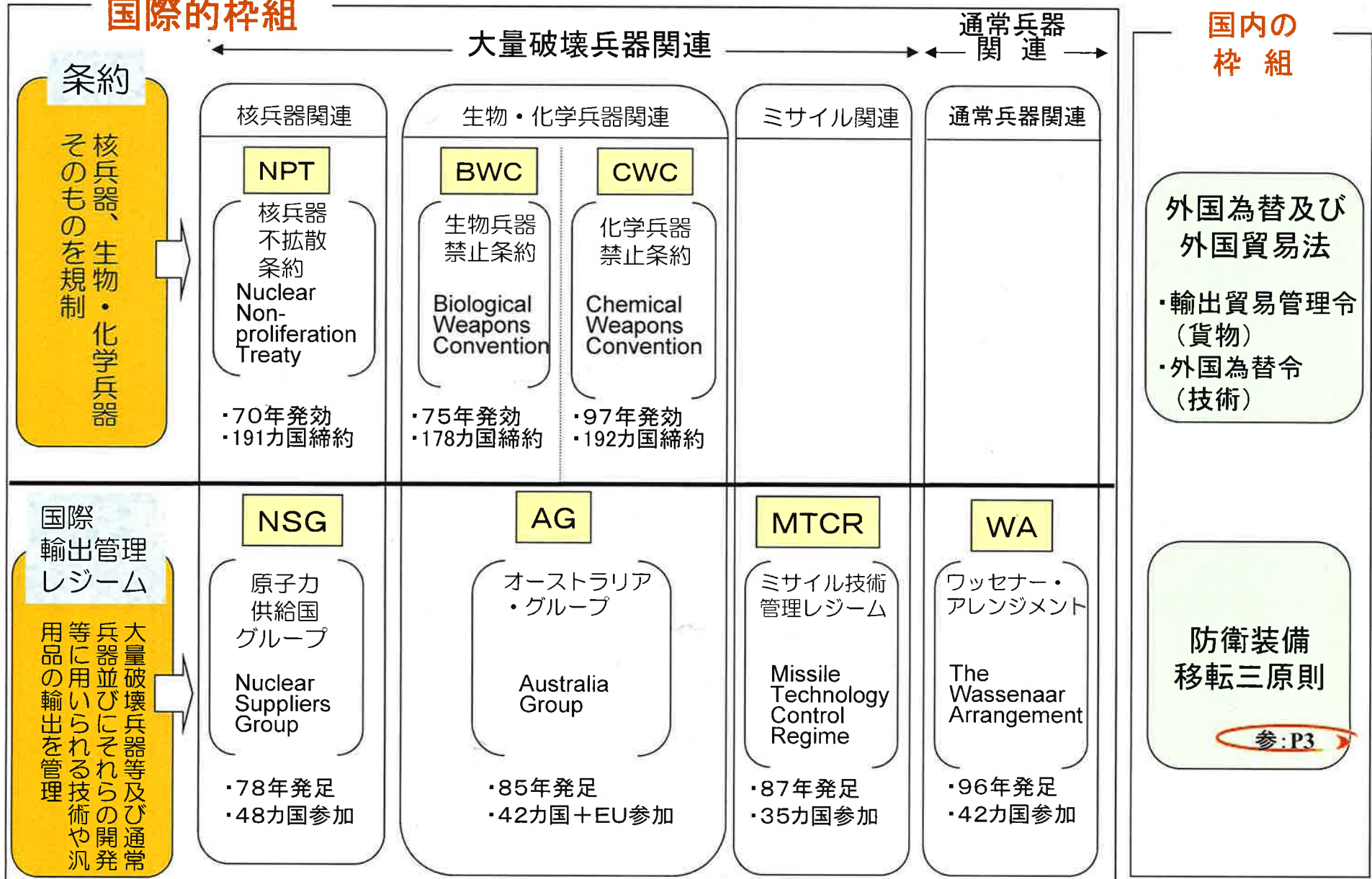
項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
6 材料加工		(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(22)	炭化けい素等	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械等	8 電子計算機		(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	(1)	電子計算機等	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	9 通信		(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	(1)	伝送通信装置等	(10)	重力計・重力勾配計	14 その他	
(7)	ロボット等	(2)	電子交換装置	(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(3)	通信用光ファイバー	(12)	光反射率測定装置他	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞リスピニング加工機	(4)	〈削除〉	(13)	重力計製造装置・校正装置	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(5)	フェーズドアレイアンテナ	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(4)	〈削除〉
(1)	集積回路	(5の2)	監視用方向探知器等	11 航法装置		(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の3)	無線通信傍受装置等	(1)	加速度計等	(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(2)	ジャイロスコープ等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(3)	慣性航行装置	(8)	電気制動シャッター
(5)	超電導電磁石	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(7)	暗号装置等	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(5)	水中ソナー航法装置等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ又はその部分品	(9)	〈削除〉	12 海洋関連		15 機微品目	
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(1)	潜水艇	(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(2)	船舶の部分品・附属装置	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(9)	サンプリングオシロスコープ	10 センサー等		(3)	水中回収装置	(3)	核熱源物質
(10)	アナログデジタル変換器	(1)	水中探知装置等	(4)	水中用の照明装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(11)	デジタル方式の記録装置	(2)	光検出器・冷却器等	(5)	水中ロボット	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(12)	信号発生器	(3)	センサー用の光ファイバー	(6)	密閉動力装置	(5)	水中探知装置等
(13)	周波数分析器	(4)	高速度撮影可能なカメラ等	(7)	回流水槽	(6)	宇宙用光検出器
(14)	ネットワークアナライザー	(5)	反射鏡	(8)	浮力材	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(15)	原子周波数標準器	(6)	宇宙用光学部品等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(8)	潜水艇
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置			(10)	妨害用水中音響装置	(9)	船舶用防音装置
(16)	半導体製造装置等			13 推進装置			ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(17)	マスク・レチクル等						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

*【変更】は2018年1月22日施行。

国際輸出管理レジームの概要

国際的枠組

国内の枠組



(2018年1月 現在)

該非判定とは

輸出しようとする貨物、提供しようとする技術(プログラム含む)が
リスト規制貨物等に該当するか否かを判定すること。

品目名と仕様(技術スペック)
により該非判定

輸出令 別表第1 対象貨物

項番	輸出許可品目名
2	原子力
(1)	核燃料物質・核原料物質
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等
(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置

①輸出令で品目名を確認

②貨物等省令で仕様
(スペック)を確認

上記①②とも該当する場合は
リスト規制貨物に該当

輸出令及び貨物等省令のマトリックス

輸出令第2項		貨物等省令第1条	
項番	項目	項番	項目
			輸出令別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
輸出令 第2項 (12)	核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの 1 数値制御を行うことができる工作機械 2 測定装置(工作機械であつて測定装置として使用することができるものを含む。)	貨物等 省令 第1条 十四号	工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、輪郭制御をすることができる軸数が2以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの(ホに該当するものを除く。) イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの((三)に該当するものを除く。) (一) 国際標準化機構が定めた規格(以下「国際規格」という。)ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの (三) 棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであつて、次の1及び2に該当するもの 1 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの 2 チャックを取り付けることができないもの ロ フライス削りを行うことができる工作機械であつて、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するもの((四)に該当するものを除く。) (一) 国際規格ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 輪郭制御をすることができる回転軸の数が二以上のもの

- * 運用通達の解釈において、それぞれの品目の解釈も確認。
- * 安全保障貿易管理HPの「輸出令及び貨物等省令のマトリックス」により参照可能。

該非判定書について

- 国内販売先に自社製品などの該非判定を求められた場合は、判定の責任範囲を明確にした判定書を発行。
- 社外から調達した製品や部品等を輸出する場合で、自社で該非判定が困難な時には、メーカー等から該非判定書入手。

判定対象貨物等の名称、型式等は合っているか？

プログラム(技術)など必要とされる判定は網羅しているか？

該当項番、判定結果、判定根拠は明確かつ妥当か？

該非判定書(例)

あて先: △△商事 殿

商品名: ○○クリーナーA-30

該非判定結果: 輸出貿易管理令別表第1の3項(1)
貨物等省令2条1項1号へ に該当

判定理由: 本商品はフッ化水素を80%含有しているため。

判定日: 平成30年1月〇日

判定者: ××化学 ○○太郎(印)

●注意
判定書の発行は任意。様式は自由。

判定日以降に法令改正がされていないか？

注意

- ・ 外為法の責任は、基本的には輸出者が負う。
- ・ 入手した判定書を鵜呑みにしないで、自社でも再確認をする。
- ・ 法令改正時などには、該非判定結果の見直しを行う。

参:P19